平成２２年（フ）第２４８号
釧路市白樺台１丁目３番10号
債務者　下地　秀樹
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月８日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第４８３号
青森市堤町２丁目22番７号
債務者　大村さとみ
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月15日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第９１９号
静岡市葵区昭府２丁目２番58―205号
債務者　佐藤　　収
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月１日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５１５号
静岡県焼津市下小田中町４番地の10　シャンド　ヴェールＢ102号
債務者　武本　哲哉
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月１日午前11時40分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５６１号
静岡県浜松市東区長鶴町122番地　グリーンハイツ101
債務者　尾崎　隆之
1　決定年月日時　平成22年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月10日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第６４号
熊本県球磨郡多良木町大字奥野241番地
債務者　久保田明彦
1　決定年月日時　平成22年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月10日午後１時30分
熊本地方裁判所人吉支部

平成２２年（フ）第４８２号
静岡市駿河区下川原５丁目５―14　プレミール105号、旧住所静岡市葵区与一３丁目11番１―20Ｄ号
債務者　小田巻孝昭
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６３２号
静岡市葵区新間1240番地の96　雇用促進住宅新間宿舎１号棟106号
債務者　中村　竜治
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１９６号
沖縄県うるま市石川伊波297番地
債務者　山城ヒロ子
1　決定年月日時　平成22年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第５２３号
静岡市駿河区宮竹２丁目６番20号、旧住所静岡市葵区瀬名７丁目25番28号
債務者　碓井　政博
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月10日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５２４号
静岡市駿河区宮竹２丁目６番20号、旧住所静岡市葵区瀬名７丁目25番28号
債務者　碓井しづ江
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月10日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５５９号
静岡市葵区宮前町105番地　奥田ビル302号
債務者　若月　澄江
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月10日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２２８号
静岡県富士市石坂310番地の３　コーポトマトⅡ203、前住所静岡県静岡市葵区新通１丁目10番５―603号、前々住所神奈川県川崎市宮前区平６丁目４番46号　大東プラントハイツ201
債務者　篠田　　円
1　決定年月日時　平成22年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月９日午後１時15分
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第３３６号
静岡市駿河区丸子新田55―１　レグルスⅡ309号室、住民票上の住所静岡市駿河区稲川１丁目４番24号
債務者　内山　　智
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月15日午後３時45分
静岡地方裁判所民事第２部